

ReBuilding Center JAPANあずのさんに学ぶ

下諏訪移住交流拠点リノベーション体験ツアー

旅行日程
A 1プラン

2017年1月20日(金)～
2017年1月22日(日) 3日間

募集人員
応募資格

5名(最少催行人員4名)
※添乗員1名が全行程同行します。
※応募多数の場合は選考がございます。

旅行代金

大人 お一人様6,000円

※含まれる物：宿泊代(2泊・男女別相部屋利用)
交通費(新宿～上諏訪駅 往復のJR代金)、
上諏訪駅からの専用車代、
体験費用、添乗員同行費用。

日次	月日 (曜)	時間	交通手段	スケジュール	朝食	昼食	夕食
1	1/20 (金)	10:15 10:30 11:45 12:45 13:30 17:00 18:00	専用車 徒歩	上諏訪駅集合 ※新宿～上諏訪往復のJR運賃料金は事務局負担 リビルディングセンタージャパンへ移動 東野さんによる、オリエンテーション(～11:15迄) 各自昼食 マサヤゲストハウスの視察と着替え等準備 移住交流拠点へ移動 移住交流拠点リノベーション体験(～17:00迄) ＜壁面作業体験(1面/3面)＞ 町内でお風呂と着替え 勉強会と移住者交流会(マサヤゲストハウスにて) マサヤゲストハウス(泊)			各自 各自
2	1/21 (土)	8:00 12:00 17:00	徒歩	各自朝食 移住交流拠点リノベーション体験(～17:00迄) ＜壁面作業体験(残り2面)＞ 町内にて各自昼食 町内でお風呂と着替え ※任意で“お疲れさま会” マサヤゲストハウス(泊)	各自	各自	×
3	1/22 (日)	9:00頃 13:00 15:00頃	徒歩 各自	各自朝食 御田町界隈の探検 ※作業が中止になった場合、作業予備日 空き物件の探索 移住交流拠点の活用方法について意見交換 まとめの会@ぶらっとSHOP(～14:00迄) 列車にて、帰路の途へ	各自	各自	

ご宿泊

マサヤゲストハウス

〒393-0062 長野県諏訪郡下諏訪町平沢町314

Tel. 0266-55-4716 ※お部屋は男女別の相部屋

※長野県は諏訪湖のほとり下諏訪町にあるゲストハウス。赤煉瓦の続く
かっこいい門構えのこの宿は、明治時代の古地図にも載っている老舗の
旅館でした。「ますや旅館」の屋号を受け継ぎ、元々ある良いところを
残しつつ、リビルディングセンタージャパン・東野さん監修により3ヶ
月の改装を経て完成しました。



↑下諏訪町・御田町移住交流拠点

REBUILDING
CENTER



JAPAN

※2月上旬にオープンする「移住交流拠点」の改装作業を体験して頂きます。
監修は株式会社ReBuilding Center JAPANの東野さんです。
移住交流拠点(仮称)とは、下諏訪来訪者への移住定住・観光など様々な
情報発信する交流スペースです。

お問合せ・お申込み

株式会社JTB中部 松本支店

観光庁長官登録旅行業第1762号

〒390-0815 長野県松本市深志1-2-11

【営業時間】月～金：9時30分～17時30分(土・日・祝休業)

※年末年始(12/28～1/5)はお休み

TEL.0263-35-3315 FAX.0263-35-9976

総合旅行業務取扱管理者：板倉吉孝 担当：勅使(てし)

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。

この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

当事業は地方創生加速化交付金事業「移住定住アクションプラン調査策定委託業務」の一環として
下諏訪町産業振興課 移住定住推進室の委託事業として実施致します。
協力：リビルディングセンタージャパン
下諏訪観光協会

ご旅行条件(要約)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB中部(愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 観光庁長官登録旅行業第1762号。以下「当社」という)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部にあります。**この旅行条件は2016年12月21日を基準としています。又、旅行代金は2016年12月21日現在の有効な運賃・規則として算出しています。**

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

当社所定の申込書に所定の事項を記入し、郵便又はお電話にてお申込ください。お申込金6,000円をお支払いください。申込金を受領して、契約の締結を承諾したときに旅行のお申込が成立します。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

取消日と取消料

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

1. 21日目にあたる日以前の解除・・・無料
2. 20日目にあたる日以降の解除(3～6を除く)・・・旅行代金の20%
3. 7日目にあたる日以降の解除(4～6を除く)・・・旅行代金の30%
4. 旅行開始日の前日の解除・・・旅行代金の40%
5. 当日の解除(6を除く)・・・旅行代金の50%
6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加・・・旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコミークラス)、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

・死亡補償金：1500万円 ・入院見舞金：2～20万円 ・通院見舞金：1～5万円 ・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。)

- (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通じて頂きます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(ただし成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前の場合は「14日目にあたる日(休業日にあたる場合は翌営業日)」)とします。また取消料のカードの利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や損害金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害などを担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することを勧めます。詳細については、販売店の係員にお問い合わせください。

●事故等のお申出について

旅行中に事故などが生じた場合は直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又はお申込店にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合はその事情がなくなり次第ご通知ください。

●個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。
この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行企画
実施

株式会社JTB中部

観光庁長官登録旅行業第1762号
一般社団法人日本旅行業協会 正会員
愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4

CSR承認

お問合せ
お申込み

株式会社JTB中部 松本支店

〒390-0815 長野県松本市深志1-2-11
TEL.0263-35-3315 FAX.0263-35-9976
【営業時間】月～金：午前9時30分～午後5時30分(土・日・祝休業)
総合旅行業務取扱管理者：板倉 吉孝 担当：勅使(てし)



ボンド保証会員
一般社団法人日本旅行業協会
正会員



旅行業公正取引
協議会会員

【旅行申込書】 下記必要事項記入の上、JTB中部松本支店へ

FAX：0263-35-9976 又は、郵送にてお申込ください。 FAXの場合、着信確認をお願いします。

※申込み締め切り **1/6(金)** まで

お申込日： 月 日

出発日	2017年1月20日(金)			参加人数	名		
フリガナ		性別	年齢	フリガナ		性別	年齢
①お名前 (代表者)		男・女		②お名前		男・女	
代表者 ご住所	郵便番号()						
	(TEL:) (FAX:) (携帯TEL:)						
応募理由 ※このツアーから 学びたいことなど							

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、お申込みの旅行手配・手配代行業務にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。

※応募多数の場合には、事務局による選考をさせていただきます。応募理由は必ずご記入ください。